



取手市長 藤井信吾様

保存樹木指定解除申請書

令和元年 7 月 29 日

茨城県取手市寺田 5 0 5 3 番地

スズキハウス株式会社

代表取締役 武笠利美

私が所有している下記記載の保存樹木について、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例、第18条第3項の規定により指定の解除をお願いいたします。

「保存樹木の情報」

昭和61年11月指定 第2号 保存樹木樹種名 スダジイ

所在地：取手市米ノ井字新屋敷520番1

昭和61年11月指定 第3号 保存樹木樹種名 スダジイ

所在地：取手市米ノ井字新屋敷520番1

「解除の理由」

土地を売却することになり、売却先が行う開発行為（宅地）の障害となるため。

委 任 状

私は

(住所)

(氏名)

を代理人と定め下記の事項を委任します。

委 任 事 項

私が所有している、保存樹木の指定解除のお願い（解除申請書）を取手市水とみどりの課に提出し、それに伴うやりとりを行う事。

「保存樹木の情報」

昭和61年11月指定 第2号 保存樹木樹種名 スダジイ

所在地：取手市米ノ井字新屋敷520番1

昭和61年11月指定 第3号 保存樹木樹種名 スダジイ

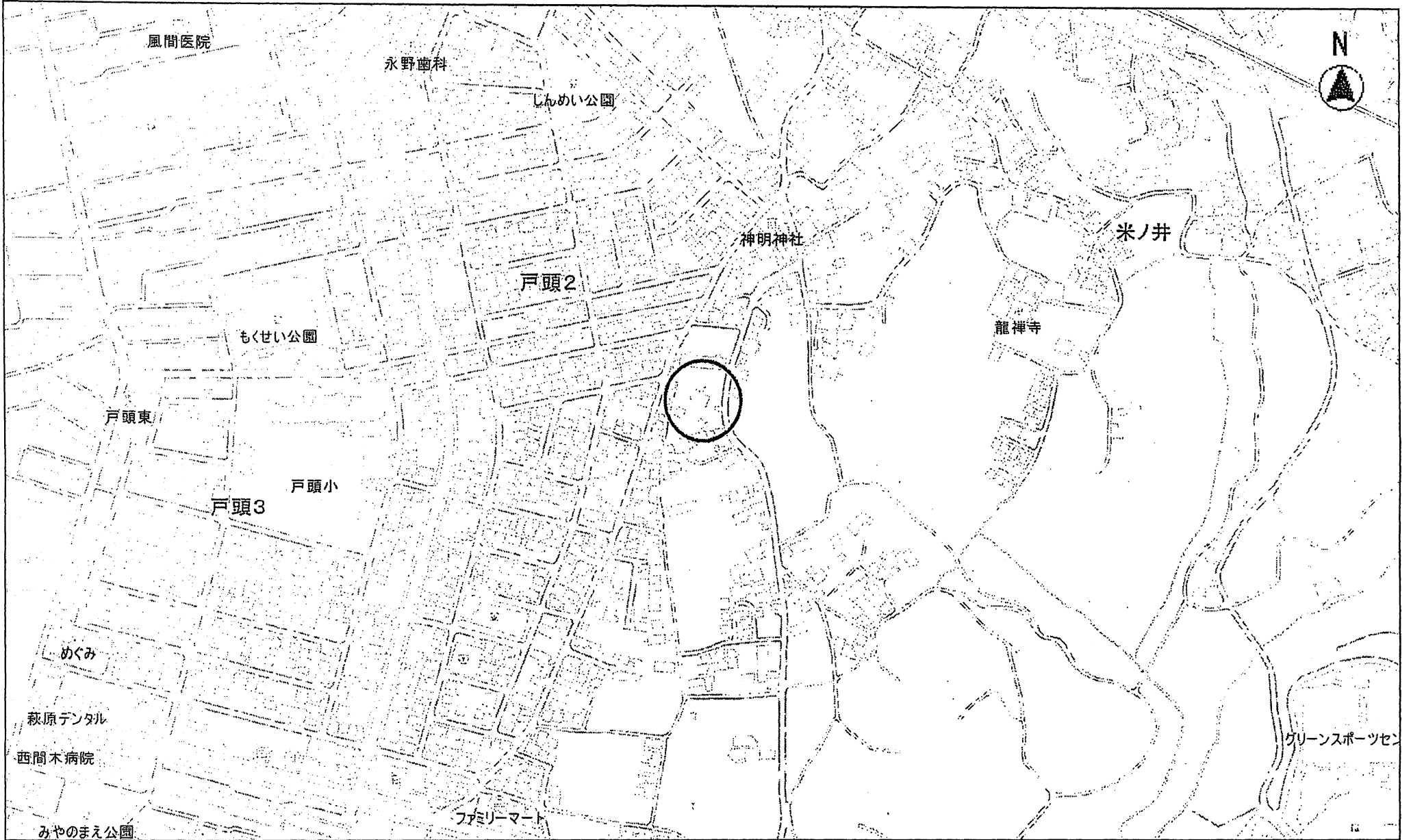
所在地：取手市米ノ井字新屋敷520番1

令和元年7月29日

委任者 住所 茨城県取手市寺田5053番地

氏名 スズキハウス株式会社 代表取締役 武笠利美

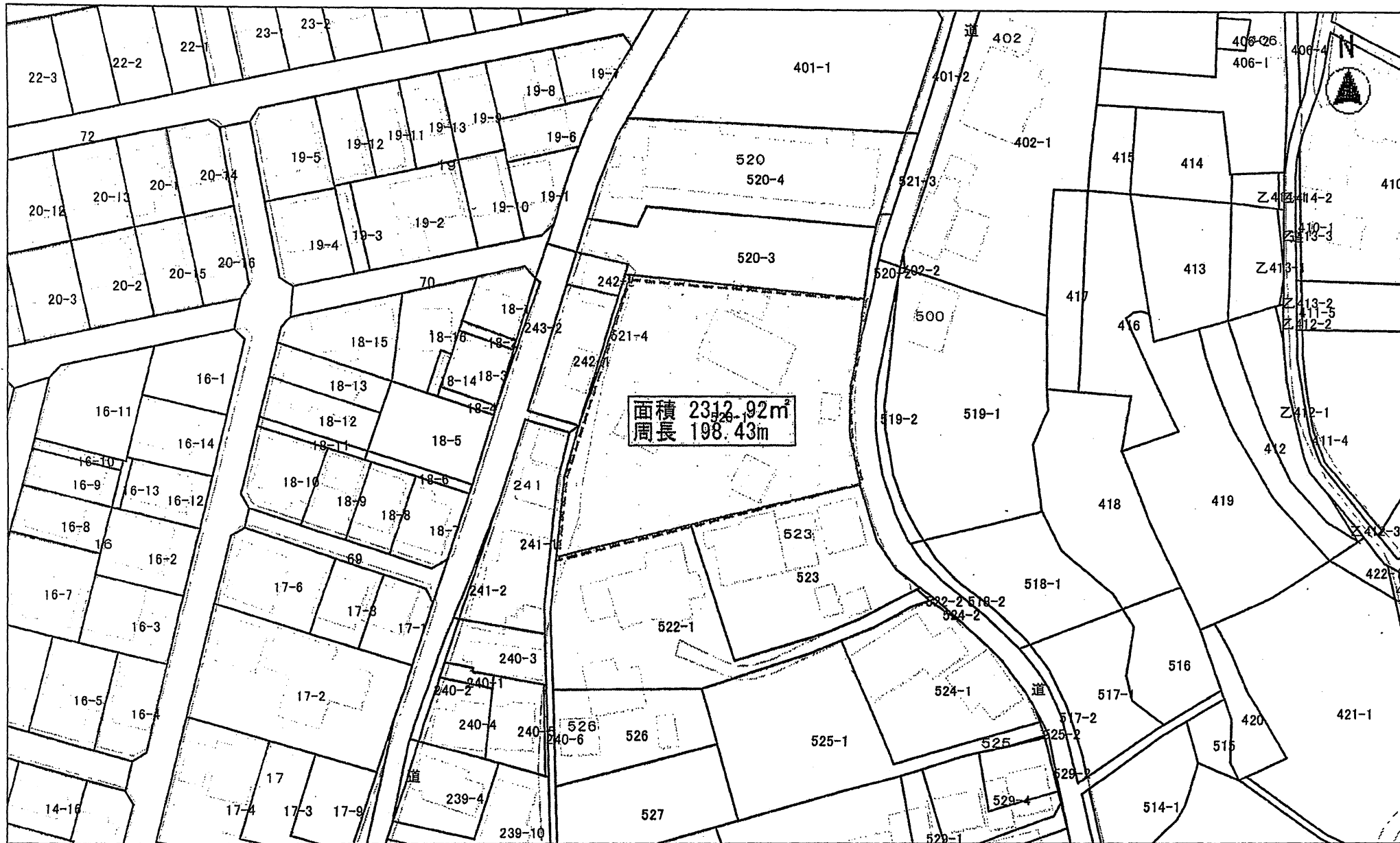
平面図

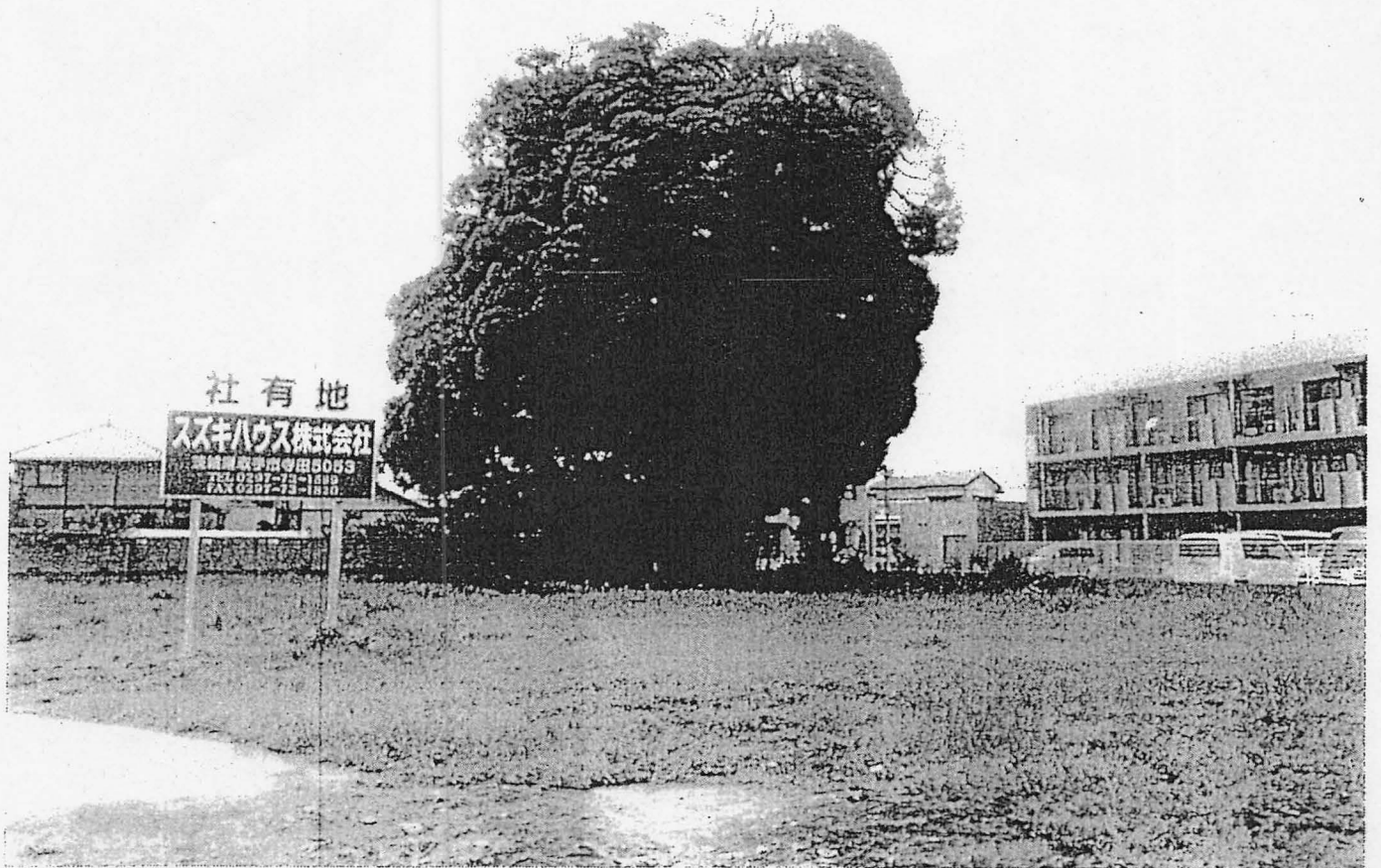
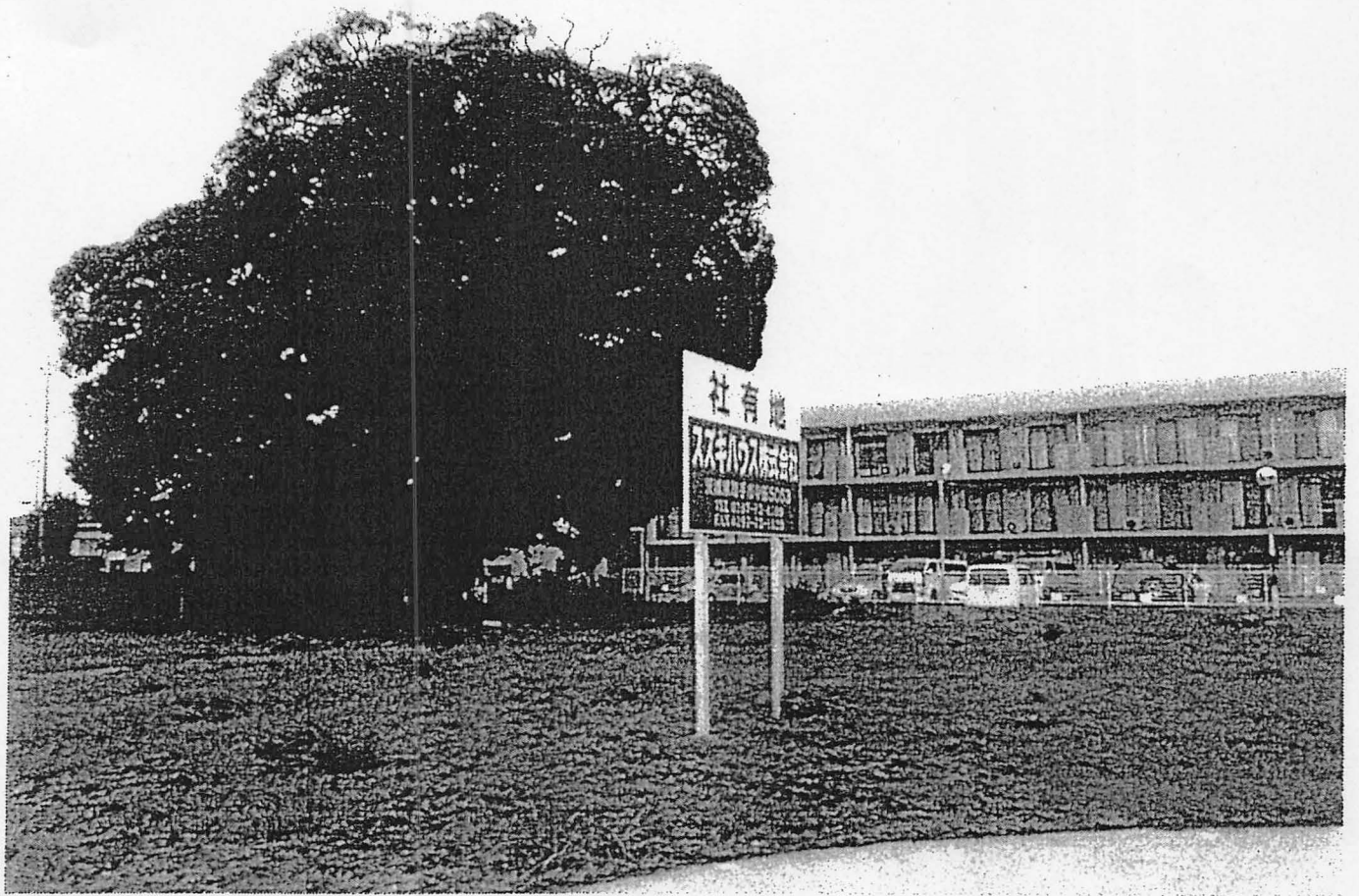


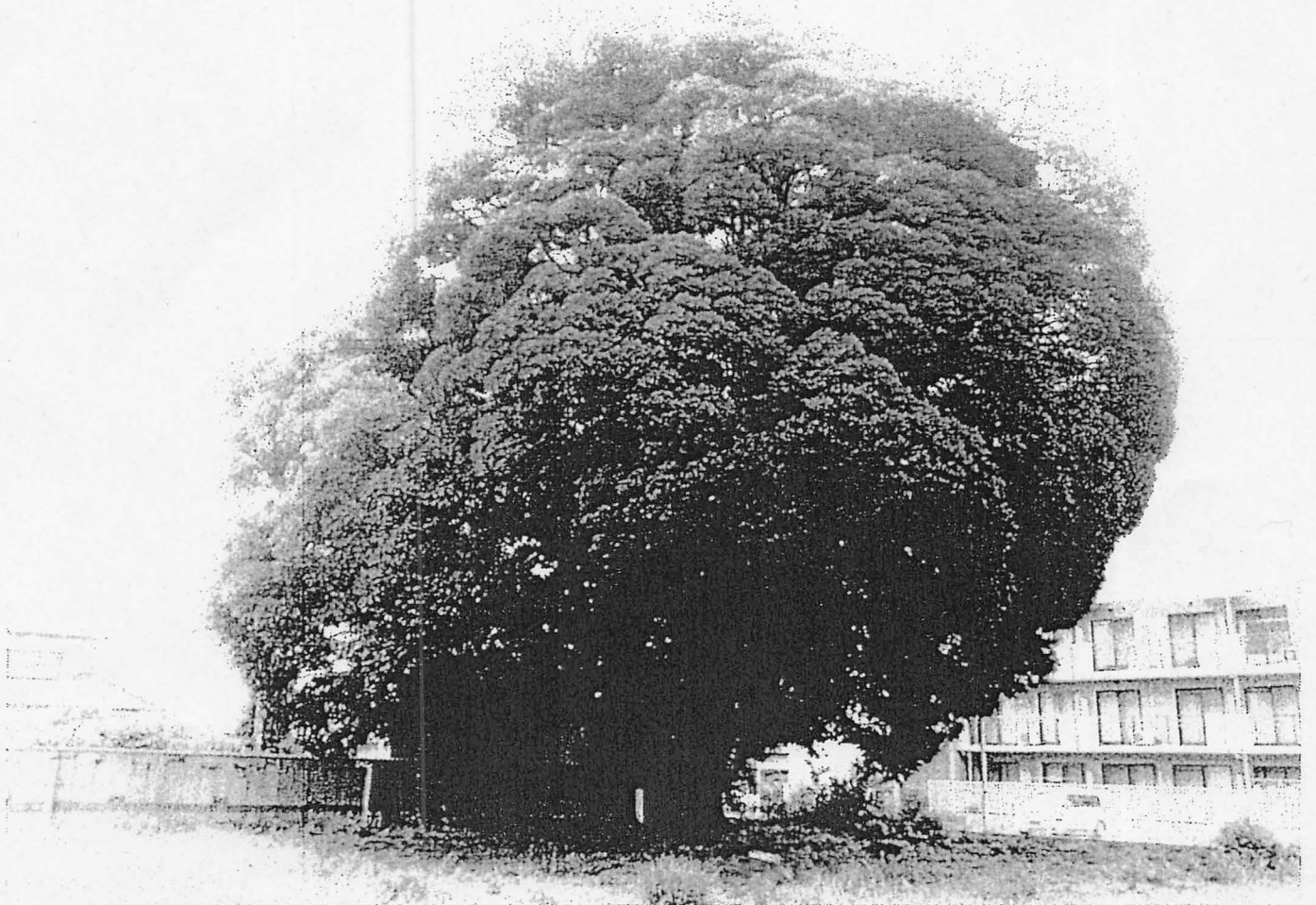
縮尺 1 : 5000

100 50 0 100

平面図







令和元年度第2回取手市緑の審議会

日 時 令和元年9月25日(水)
午前9時30分～11時
場 所 取手市役所議会棟第2委員会室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 部長あいさつ

3. 議 事

(1) 諮問

第1号 取手市緑の基本計画(案)

資料1

資料2

資料3

第2号 保存樹木の指定解除についての認定 . . .

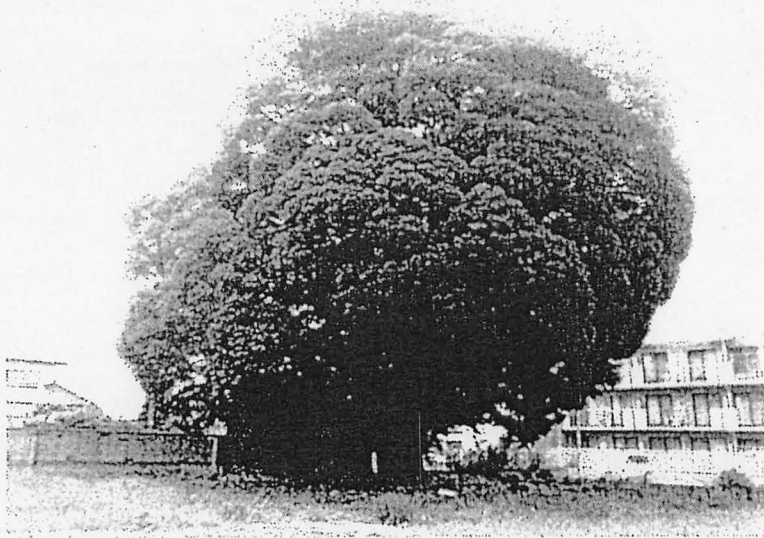
資料4

(2) 答申

4. 閉 会

保存樹木 指定解除

No.	指定番号	樹木名	幹周 (m)	樹高 (m)	住所	指定日	所有者	解除理由
1	2	スダジイ	3.8	29.0	取手市米ノ井字新屋敷 520-1	昭和61年11月1日	企業	土地を売却することになり、売却先が行う開発行為(宅地)の支障となるため
2	3	スダジイ	3.7	18.5	取手市米ノ井字新屋敷 520-1	昭和61年11月1日	企業	土地を売却することになり、売却先が行う開発行為(宅地)の支障となるため



2号

3号

取建発第 898 号
令和元年 8 月 27 日

取手市緑の審議会
会長 小池 健 殿

取手市長 藤 井 信 吾

諮 問 書

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例（昭和 61 年条例第 17 号）
第 12 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を
求めます。

記

保存樹木指定解除（第 2 号、第 3 号）についての認定



令和元年 9月25日

取手市長 藤井 信吾 殿

取手市緑の審議会
会長 小池 健



答 申 書

取建発第 898 号で諮問の保存樹木の指定解除については、令和元年9月25日に開催した当取手市緑の審議会において慎重に審議した結果、指定を解除する結論に達したので、その旨答申します。

取建発第 1312 号
令和元年 10月 16日

保存緑地等指定変更(解除)通知書

スズキハウス株式会社
代表取締役 武笠 利美 様

取手市長 藤井 信吾 印

昭和61年11月1日付けで指定した(保存緑地・保存樹木・保存樹林)を次のとおり(変更・解除)したので、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例第18条第3項の規定により通知します。

記

指定番号	緑地・樹木・樹林 第2号 第3号	
所在地	取手市米ノ井字新屋敷520-1	
変更・解除の内容	変更前	
	変更後	保存樹木第2号及び第3号を指定解除
変更・解除の理由	土地を売却することとなり、売却先が行う開発行為(宅地)の支障となるため。	